

学位研究 第18号 平成16年3月 (研究ノート・資料)

[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

## 生涯学習領域の評価・認証について

Evaluation and Certification for Lifelong Learning

山本 恒夫

YAMAMOTO Tsuneo

*Research in Academic Degrees*, No. 18 (March, 2004) [the essay/material]

The Journal on Academic Degrees of National Institution for Academic Degrees and University Evaluation

はじめに .....	195
1 生涯学習についての若干のコメント .....	195
(1) 生涯学習の用語法 .....	195
(2) 生涯学習と社会教育の関係 .....	197
2 生涯学習社会と評価・認証 .....	198
(1) 生涯学習社会について .....	198
(2) 生涯学習社会の教育・学習システム .....	199
3 生涯学習成果の評価・認証 .....	200
(1) 生涯学習成果の評価・認証の必要性 .....	200
(2) 評価と認証の定義 .....	200
4 学習成果の評価における互換・転換，累積加算の基準 .....	201
5 学習成果の評価の認証 .....	202
6 学習成果の評価の認証システム .....	203
7 国際的な動向 .....	203
8 資格，職業歴の認証 .....	203
9 学習成果の評価と大学 .....	204
おわりに .....	204
ABSTRACT .....	206

# 生涯学習領域の評価・認証について

山本 恒夫\*

## はじめに

これは、大学評価・学位授与機構学位審査研究部の研究会（2003年6月3日）で発表したものの主要部分です。生涯学習領域における評価・認証についての報告ですので、話を論文のように論理的に組み立ててあるわけではありません。そのことを初めにお断りしておきたいと思います。

生涯学習に関する議論では、どうも生涯学習という言葉の用語法が人によってまちまちで分かりにくいと言われます。そこで最初に生涯学習の用語法について延べ、その後で生涯学習領域における評価・認証についての報告をしたいと思います。

## 1 生涯学習についての若干のコメント

### (1) 生涯学習の用語法

生涯学習（lifelong learning）という言葉には、生涯教育と同じように様々な用語法があります。文字通り生涯にわたる学習を指す場合もありますし、それへの支援とか条件整備を含めて使う場合もあります。一般に生涯教育と生涯学習は、研究者だと分けます。国際的に見ても分けた方がよいと言われています。いろいろな人の意見や定義の中から共通するところを抜き出しますと、次のようにいえるのではないかと思います。

「生涯教育」は、個人、集団、社会の向上のために、生涯を通じて人間的、社会的、職業的な発達を図る営みで、「生涯学習」は、生涯を通じて一定の活動（ふつう学習活動と言われる活動）により、考え方や行動の仕方を変容する過程である。

ここでの生涯学習の定義に「考え方や行動の仕方を変容する過程」とあります。心理学的には反社会的な学習であっても学習といいますが、教育学の方ではやはり価値観が入るものですから、反社会的な学習は入れない。具体的に言いますと、盗みのための学習は、生涯学習には入れないという理解が成り立っています。ただ、この10年間にいろいろな使われ方がなされてきていまして、生涯学習に生涯学習の振興あるいは援助、支援、推進を含める人がいるものですから、生涯学習概念の内包は、「①生涯にわたる学習」、「②生涯学習の振興、援助、支援、推進」、の二つになっていることが多いと思います。

どうしてこうなったかと言いますと、昭和50年代までは生涯教育と生涯学習ですっきりしていました。昭和56（1981）年の中央教育審議会（中教審）答申の場合には、人々が行なう学習は生涯学習で、それを支援していくのが生涯教育であり、生涯教育は理念であって、その上に学校教育、社会教育といった教育制度が立てられるという考え方が出されています。ところ

---

\* 大学評価・学位授与機構 評価研究部 教授

が、臨時教育審議会（臨教審）になってから生涯教育という言葉を使わなくなり、生涯学習だけに絞られました。学習者の観点からこれを捉えるということでそうなってしまいました。

こうして全部「生涯学習」にまとめてしまったものですから、非常に混乱しまして、いろいろな意味で使われるようになってしまったというわけです。前に、世間で使われている用語を整理してみたことがありますので<sup>4)</sup>、そのうちのいくつかを抜き出してみます。これは、平成10（1998）年に生涯学習審議会の中の社会教育分科会で、これからの社会教育行政のあり方の検討をした時に、生涯学習概念についての混乱を整理しようとしたものです。

生涯学習という言葉はいろいろに使われます。理念として使われる場合もある。生涯にわたる学習を盛んにして、生涯学習社会を実現しようとする考え方だというのがそれです。平成15年3月に出された中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画について」の教育基本法改正に関する考え方の中には、そういうものが入ってきています。また、人々の生涯にわたる学習だけを生涯学習ということもあり、地域を取り上げて、ある地域のある時点の人々の学習、これには子供から高齢者まで入るわけですが、それを捉えて生涯学習ということもある。そういうようにいろいろな使われ方がされている。平成10年の検討の際には、特に一つというわけではなく、多様な使い方があるということで納まり、行政では以後大体そういう理解がなされつつあります。

ここで、生涯学習の用語法をまとめておきたいと思います。

初めに申し上げましたように、生涯学習概念の内包は二つあります。一つは、「①生涯にわたる学習」の意味のみの場合です。しかし、本来単純な意味で使われる「生涯にわたる学習」という場合もさらに三つに分かれます。第1は、人の一生という時系列の次元での生涯学習。まさにこれは単純な生涯にわたる学習です。次に、生活・社会の次元。ある時点での、ある地域の生涯各期の人々の学習活動の全体で、行政等ではこれをいうことが多い。この時系列の次元と生活・社会の次元の二つは、ユネスコで言われたものですが、さらに社会教育活動の学習面があり、これが一番厄介だったものです。どういうことかと言いますと、昭和50年代には生涯教育と言っていたのですけれども、生涯学習と臨教審が言ってから社会教育の用語をすべて生涯学習に置き換えようという動きがありました。その推進者たちは、社会教育活動の学習面を捉えるときにも、社会教育を消してしまって、生涯学習で全部片付けようとしたわけです。しかし、学習面だけでは不便です。行政作用がありますからなかなかむずかしい。そこで次のような用語法が出てきます。

第2は、「①生涯にわたる学習」と「②生涯学習への支援」、この両方を生涯学習に含めている場合です。先ほど、生涯学習の振興、援助、支援、推進、と申しましたが、これらは全部ひっくるめて支援と言うことが多いですから、ここでは支援というふうにまとめておきます。この意味では、人々の学習活動を総合的な立場から支援して高めていくための理念、というような言い方をすることがあります。それから、生涯学習支援の行政作用とか生涯学習関連事業、を言うことがあります。民間の、例えばカルチャーセンターも生涯学習という言い方をします。この中には、生涯にわたる学習はもちろん、それに対する支援も入っているわけです。一般に、行政的には、こういう全部をひっくるめて生涯学習というような、非常に曖昧な意味で使うことがあります。

さらに第3として、「①生涯にわたる学習」を取り払ってしまい、「②生涯学習への支援」の

意味のみ、という場合があります。教育諸領域の上位概念、つまり生涯教育＝生涯学習という先ほどの使い方です。これは1967年にユネスコでも、“interchangeable”という言い方をして使っています。なぜかという、先進国と言われる開発国の方は生涯教育でよいのですけれども、発展途上国の方では生涯教育という用語の使い方には反対が多いのです。それが生涯学習と言えば、別に教育施設を整えなくても、ノン・フォーマルでもなんでも出来るわけです。ユネスコ等のような国際会議では、いわゆる南北対立が非常に表面化して問題になることがあります。そういう事情があって、成人教育に関する勧告を出す時に、妥協の産物として「生涯教育と生涯学習という言葉はイコールとして使ってよい」と言ってしまうところがあります。学者がみな反対したのですが、一応そうになりました。日本の場合には、先ほどの臨教審がこれをやったわけです。それから、生涯教育の置き換え、生涯教育そのものをすべて生涯学習に置き換えていこうという場合があります。この二つはほとんど同じような意味ですけれども、上の方はただ観念的に生涯教育の同義語、下の方は実務的に全部置き換えてしまうという使われ方です。

以上を、表1のようにしてみました。細かく見ていきますといろいろありますが、大雑把に言えば以上のようにさまざまな使い方をしていくものから、混乱が生じることになります。

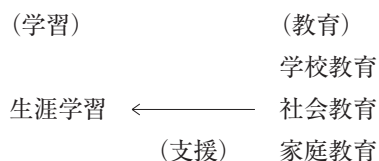
表1 生涯学習の用語法

<p>生涯学習の内包：(①生涯にわたる学習、②生涯学習の振興、援助、支援、推進)</p> <p>以下では「生涯学習の振興、援助、支援、推進」を「生涯学習への支援」という。</p> <p>生涯学習</p> <p>1) 「①生涯にわたる学習」の意味のみの場合</p> <p>ア) 人の一生という時系列の次元。</p> <p>イ) 生活・社会の次元(ある時点でのある地域の生涯各期の人々の学習活動の全体)。</p> <p>ウ) 社会教育活動の学習面。</p> <p>2) 「①生涯にわたる学習」と「②生涯学習への支援」の両方の意味を含む場合。</p> <p>ア) 人々の学習活動を総合的な立場から支援し、高めていくための理念。</p> <p>イ) 生涯学習支援の行政作用や生涯学習関連事業(民間のものも含む)。</p> <p>3) 「②生涯学習への支援」の意味のみの場合。</p> <p>ア) 教育諸領域の上位概念。(生涯教育の同義語として用いる。)</p> <p>イ) 生涯教育の置き換え。</p>
---

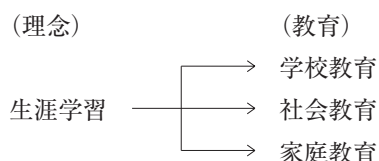
## (2) 生涯学習と社会教育の関係

先ほど申しましたように、我が国の場合には生涯学習と社会教育の関係が、平成になってから非常にややこしくなりました。そこで両者の関係を図示してみたいと思います。

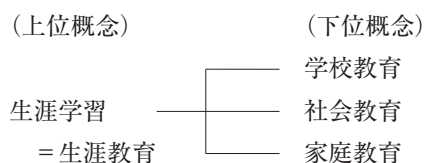
まず、生涯学習を「①生涯にわたる学習」の意味のみで用いるとすれば、教育はそれを支援することだという意味になります。



次に、生涯学習を「①生涯にわたる学習」と「②生涯学習への支援」の両方の意味を含めて用いる場合には、生涯学習は社会教育（及び他の教育）を支える理念であり、さらには生涯学習の観点から教育を進めるガイドラインを示す、という考え方になります。理念をガイドラインまで下ろせるかどうかについては国際的には議論がありまして、下ろせるという派と、理念は理念までだという派があります。しかし、具体的に言えば小学校で「学び方を学ぶ」とか「学ぶ意欲を育てる」というのは、ガイドラインになっているわけです。ですから、理念はガイドラインに下ろせる、と言えるだろうと思います。



さらに、生涯学習を「②生涯学習への支援」の意味のみで用いる場合には、生涯学習は社会教育の上位概念になります。生涯教育の下に、学校教育・社会教育・家庭教育があるというのはよいのですが、それをそのまま生涯学習にすり替えているものですから、生涯学習の下にこれらがあるというような言い方がなされたこともあります。これでは混乱しますが、今では、このような使い方はあまり見かけなくなりました。



## 2 生涯学習社会と評価・認証

### (1) 生涯学習社会について

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画について」（平成15年3月20日）の中では、生涯学習社会は次のように書かれています。「時代や社会が大き

く変化していく中で、国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を実現することが重要」である。以前は、「どこでも」は入っていなかったのですが、「国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも」となりました。これは平成2（1990）年の中教審の審議の中で検討してきたものを、その後生涯学習審議会が少し変え、その後また少し変え、「どこでも」が入ることになったものです。

これは、これからはこういう考え方でいこうということですがけれども、平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」の時には、ただ単に考え方を出したのではなく、具体的なシステムを考えて提言していました。どういうことかと言いますと、生涯学習社会の実現を図ろうとすれば、生涯学習支援をどのように進めるかということを考えなければなりません。「生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して」を可能にするには、「学習機会の選択を援助する」ことになるだろう。「学ぶことができ」るためには、「学習機会等の提供」があるだろう。そして「その成果が適切に評価されるような社会」には、「学習成果の評価・認定・認証サービス」が必要だろう。具体的には、生涯学習社会を援助、支援していくためにはシステム、サブ・システムが必要だろうということで、生涯学習社会の教育・学習システムというものを考えていました。臨教審は生涯学習体系と言ったのですけれど、それでは言葉が混乱していて分かりにくいので、この平成2年の時には「生涯学習社会の教育・学習システム」というように置き換えています。

## (2) 生涯学習社会の教育・学習システム

### 学習機会選択援助システム

まず、サブシステムの一つとして「学習機会選択援助システム」を考える必要があるだろう。これは、学習者または学習希望者が学習機会を選択する際に、必要に応じて生涯学習情報を提供したり、学習相談などによって援助するための仕組みです。生涯を通じて学習していく時に、それを援助していくというシステムです。ここには、学習者が自ら学級・講座、ビデオ、図書などを選択してメニューを作成する学習メニュー方式を活用できるようにする援助なども含まれます。

### 学習機会等の提供システム

次に「学習機会等の提供システム」ですが、これは、学校教育・社会教育等の仕組みです。とくにこれからは、学習用の情報コンテンツの作成・提供を含めた学習資源の開発・提供が大事になってくると思います。文部科学省が推進している「エルネット・オープンカレッジ」のような新たな動きも出てきています。

### 学習成果の評価・認定・認証サービス・システム

「学習成果の評価・認定・認証サービス・システム」は、一番遅れているところですが、学習者からさまざまな学習機会を利用して学習した結果を何かの形で認めてほしいという希望があった時に、それをサービスする仕組みです。学習機会等提供システム側から送られてくる評価・認定・認証のための資料（出席状況、知識・技術の習得状況など）を使って、希望者に評価・認定・認証サービスをしていくものです。しかし、これは「希望がある場合にだけ評価・認定・認証を行なう」ということが前提で、例えば大学の公開講座でも、修了証を出すと怒る人がいます。評価を強制されるのは堪らないという意識が非常に

強くあります。また、評価を強制的に行うことになると、生涯管理ではないかという批判もあります。

評価に関しましては、「評価の3原則」ということを言っています。第一に「評価からの自由」、つまり評価は強制的ではないということです。第二に「評価機関の独立の原則」、つまり評価機関は、学習機会を提供する所から独立させる必要があります。両者を一緒にしてしまうといろいろ問題が出てきます。例えば学級・講座などに修了式があります。8回以上出席した人には修了証を出すという場合に、都合が悪くて来られない人も多いわけですが、7回以下の人も最後に講演があったりしますと出席します。すると、最終回に修了証が授与されるときに、7回出席した人は呼ばれない。もうそれだけで嫌になってしまっ、二度と来るものかという気持ちになってしまいます。修了証を貰うのであれば、後で希望者だけが事務室の窓口で貰えばよいのです。大学の事務室に行って学生が成績表を取ってくるのと同じですから、講座が終わった後に貰いに行くのは構わない。それから第三に、「人物評価排除の原則」です。ここでいう評価は、資質などではなく学習したことについての評価だけにします。これはすぐに活用に直結するものですから、大変厄介です。例えばボランティア講座に出席して修了すれば、すぐにどこかでボランティアに紹介してもらって活躍できるかといえば、そうではない。ボランティアを受け入れる側はどういう人物かと聞くわけですが。生涯学習の講座には知識とか技術とか態度とかの勉強に来ているのに、この人は明るいとか暗いとか人物評価までされたのでは堪らない。人物評価は採用する側がやればよいのであって、学習機会を提供したり、その成果の評価サービスをする所は、そういうことまでやる必要はない。以上のようなことを、「評価の3原則」と言っています。

### 3 生涯学習成果の評価・認証

#### (1) 生涯学習成果の評価・認証の必要性

それでは、生涯学習成果の評価・認証の話に入らせていただきます。生涯学習成果の評価・認証はなぜ必要かといえば、人々が学習した成果をうまく活用できるようにするためということです。今、我が国では国民の大体4割以上が学校卒業後も学習しています。これは時期によって変動がありまして、景気のよい時は5割近くに達していましたが、今は大体4割くらいです。しかし、その成果が必ずしも活用されているとは限らず、極端な場合、多くの知識・技術が眠っている、あるいは死蔵されたままになっています。我が国の活力を高めよおうとすれば、この部分を動かす必要があろうかと思えます。

#### (2) 評価と認証の定義

しかし、生涯学習成果の評価とか認証という場合、定義がまだ定まっていません。生涯学習成果の評価は学習成果の評価ということが多くので、ここでもこれ以後はそういわせていただきます。「学習成果の評価」とは、ある学習全体が終わった時の評価を指すことが多いのですけれども、一般論になりますと、学習成果を評価したことを公的に認めるという、学習成果の評価の認証まで全部含めて、学習成果の評価と言っている場合もあります。

「認証」というのは、平成11（1999）年の生涯学習審議会の答申「学習の成果を幅広く生か



す—生涯学習成果を生かすための方策について—」で初めて出てきたのですけれども、この中では「学習活動の事実確認とその証明、公示の機能」としています。

例えば、地域でいろいろな学習をたくさんしていても、それを学習歴として書こうとすると、まとまりがなく書けないことが多い。そこで、それらを全部まとめて、こういう勉強をしましてと示すことができるようにしてはどうだろうというわけです。地域でボランティアとしてコーラスのリーダーをやろうという女性がいたときに、それまでコーラスのグループで活動してきて、科目履修生とまではいなくても短大などの音楽の科目を聴講したというように勉強をいろいろとしていても、それを認めてもらえるところがないのです。学習歴をまとめて、これだけ勉強していますと証明できれば、「それならリーダーとしてやってもらいましょう」ということになるかもしれない。しかし、それがないと認められないので、そういう資料を作りたいという思いがあるのです。高齢者などはこつこつといろいろな勉強をしてくれているのだけれども、それが認められない。学習成果がまとまっていないものですから、地域で活動する時に、こういうことをやってきたのだということを示すことが出来ない。

学習活動の事実確認とか証明をするとすると、学習成果の評価の互換とか転換とか、あるいは評価をいろいろと組み合わせる必要もでてきます。例えば、レクリエーション関係の資格は文部科学省も出していれば、厚生労働省も経済産業省も出しています。それらを互いに転用できればどうということはないのに、同じような科目がたくさんあって、無駄な状況があります。そういうことで一ヶ所でしか通用しない評価を広く通用するようにして、社会的に活用できる確認資料にする。このような評価・認証は文部科学省生涯学習政策局の男女共同参画学習課が進めている「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」でも、女性のキャリア開発やキャリアアップとの関わりで検討しておられるようです<sup>(2)</sup>。

#### 4 学習成果の評価における互換・転換，累積加算の基準

学習成果の評価の互換・転換・累積加算には、基準が必要です。がなぜかといいますと、学習成果の評価の中には、学習時間数だけによるものとか技能審査・技能検定のように試験だけによるもの、学校の単位のように学習時間と知識・技術等の習得の確認を合わせて行なうものなど、さまざまなものがあるためです。

それらについて検討する必要があると、平成11(1998)年に「学校外の学習成果の社会的評価システムの構築に関する調査研究会」を立ち上げ、三和総合研究所が報告書を出してくれています。その中では、次のようなことが提案されています<sup>(3)</sup>。

##### 生涯学習単位

第1は、学習成果評価の転換を行うための基準が欲しいということで、「生涯学習単位」を創設してはどうかということです。一定の学習成果の評価を生涯学習単位に換算して、認証を行なっていく。例えば、ある学習領域の1単位の学習量を15時間、学習レベルを初級・中級・上級、というように基準を設けて換算するものです。

##### 生涯学習時間

第2は、単位が使われるようになったスタート時の考え方で、単純に学習時間だけで学習成果の評価を行なう場合です。一定の学習成果の評価を生涯学習時間に換算して認証を

行なう。例えば15時間の学習を1生涯学習時間とすることなどが考えられます。

称号

第3に、称号を与えるというやり方もあるのではないかと思います。領域によっては、累積した生涯学習単位が一定数に達した時に、それらをさらにまとめて生涯学習士（△△系）などの称号を付与することも考えられます。地域では、もう進めているところが結構あります。例えば富山県では、県民カレッジで5000単位取るとドクターと称してよいということにしています。

## 5 学習成果の評価の認証

最近では地域での生涯学習関連事業や民間団体等での学習成果の評価が盛んになって、学習成果の評価も多様になってきています。社会教育以外に一般行政部局でいろいろな関連事業、訓練を行なっています。例えば福祉のボランティア研修などを行なっているのは、一般行政部局の方が多いくらいですし、民間団体、カルチャーセンターなどもあります。そういうなかで継続的な学習者も増加し、その学習も高度化してきているので、生涯学習の中で得たさまざまな評価をまとまりのある学習成果の評価として認証し、活用できるようにする必要が生じてきています。

学習成果の評価を行なっている学習機会には、いろいろなものがあります。学校関係の学習機会、文部科学省・教育委員会関係の学習機会、一般行政関係の生涯学習関連事業、地域のグループ、クラブ、団体等の学習機会・学習活動、民間教育事業者等の提供する学習機会、企業教育関係の学習機会、個人学習の機会、各種メディアにより提供される学習機会、通信教育などです。各種の資格・免状、各種の試験・審査・検定（大検、技能審査・技能検定を含む）なども認証の際の対象となりえます。

学習成果の評価・認証については、規制緩和に逆行するのではないかと、自由な学習を縛り、規制を強めるのではないかと、という声があります。しかし、これらをうまく行なえば、学校や生涯学習機関が相互に生涯学習成果の評価を利用できるようになるようになって、むしろ評価の規制緩和、自由化につながるのではないかと、省庁縦割りで行なっているものが使えるようになるのですから、むしろそのほうがよいのではないかと、いうことを我々は言っています。

我が国では省庁の縄張り争いがあるって、現場の人達はみな困ると感じているのですが、それではどうしたらよいかということになりますと、一番うまくいっているのは、評価のところでも束ねるという方法です。具体的に言いますと、全国に県民カレッジというものがあります。これは教育委員会で作っているもので、一般行政部局は入ってくれません。国立大学も入りません。しかし、県民カレッジで出す単位の中に、例えば一般行政部局で作っている福祉のボランティア訓練の修了証も入れさせてもらいます、大学の公開講座の修了証もこちらで数えさせて頂きます、とすればよいわけです。そうすると、向こうには害はないわけで、むしろそうしておけば、それを取りに行く人が増えるかもしれない。そういうメリットもありますので、そこでの修了証とか単位とかをこちらで単位として数えさせてほしいということ、大体だめとは言わない。そうするとそこにネットワークもできるのです。

## 6 学習成果の評価の認証システム

「学習成果の評価の認証システム」についても、先ほどお話した平成11（1999）年の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習成果を生かすための方策について—」のなかで提案されています。都道府県・市町村等が参加する学習成果の認証のネットワークを作り、その拠点としてナショナル・センターを整備することがポイントです。

センターの機能としては、評価の互換・転換、累積加算の仕組みや基準の作成です。これは専門委員会を設けて順番にやっていかなくてはならないので急にはできません。最初に考えたのは、職業関係のニーズの高い所から順番に、また規模の小さなところから始めればよいのではないかというようなことでした。そういう基準を作ったり、学習成果の認証に関する情報の収集・提供、認証に関する相談、調査研究などをこのセンターの機能とし、具体的な認証の作業は、都道府県、市町村、あるいは大学、カルチャーセンターなど、どういうところでやってもよいのだらうと思います。大学で正規の授業以外の生涯学習対応を行っているところで、こういうような認証をしたりする機能をもちたいというところもあります。しかし、その基準としては全国共通のものを作らなければならないでしょうから、どこかでやってくれなければできない。急な話ではありませんが、そういう期待が高まっていることがあります。

## 7 国際的な動向

国際的に見たらどうだろうかということもご関心があるかと思いますが、今、国際的に見て一番うまくいっているのはニュージーランドです。ニュージーランドについてはOECDが目撃しまして、OECDのレポートがあります。アラン・バートン・ジョーンズの『知識資本主義』にも、「これから生涯学習での学習成果を評価することは非常に大事だ」という話が最後の結論の前にあり、ニュージーランドのことが書かれています。それで平成13年度に調査に行ってもらい、分析してもらいました。大体、日本人の目が向くのはアメリカとかヨーロッパばかりですから、ニュージーランドについてはこういうところがあるのかと驚きました。これは『生涯学習パスポート』（生涯学習記録票）に関する調査研究報告書<sup>(4)</sup>に調査結果を入れてあります。

ニュージーランドの特徴は、国がそういう評価・認証について部局を設けて、一気にやってしまったことです。いわゆる全国統一資格基準はイギリスなども持っていますが、それを徹底して、しかも国がやったところに特色があります。それによって経済が活性化したというのでOECDも目を向けたということらしいのですが、ニュージーランドは人口が360～370万くらいの小さな国ですから出来たのだらうと思います。

## 8 資格、職業歴の認証

次に、資格・職業歴の認証についても若干申し上げてみたいと思います。今、職業的な面で困るのは、例えば大企業で肩を叩かれて辞めざるを得なくなった人が、再就職をしようとする時に、せっかく持っている社内資格が外で通用しないというような問題です。今まではとにか

く終身雇用ですから、社内だけに限られるような社内資格を作ってきた。最近、業界によっては、業界の中だけでも各社の社内資格を通用するようにしようとする動きが出てきています。しかし、社内資格と他の学習成果の評価を組み合わせて認証すれば、通用する範囲をさらに広げられるのではないかと、いうわけです。

例えば、大企業では社内資格があって、従業員は社内の訓練を受けてその資格をもっています。けれども、辞めてしまったらその資格はもう紙切れ同然になってしまう。しかし、地場産業に再就職をしようとする場合には、その地域の事情を知らなければうまく適応できないことが多いので、社会教育などで地域のことについて勉強をして、社内の資格と両方合わせて認証してはどうか。そうすれば地域の零細なり中小企業に行った時に、採用の際の資料として役立つであろう、というわけです。

## 9 学習成果の評価と大学

これからの少子化時代には、大学はどうしても社会人対応が必要になります。社会人を大学が取り込まなくてはならなくなった時に、従来のアカデミックレベルの領域だけで成り立つのかという問題も出てくると思います。例えばアメリカの場合には、家政関係などでは育児経験5年を〇〇単位としています。大学外での学習と学士とを結び付けるとするのは国際的な課題です。ニュージーランドでもそれが最大の課題のようです。大学はアカデミックレベルの水準を維持しようとするから、社会での学習成果を大学の方が拒否するというあたりが一番問題だといわれます。

我が国では、すでに進んでいる事例もあります。2枚看板、3枚看板という言葉があります。大学の公開講座をその大学の科目等履修生として認めるということはよくあります。3枚看板というのはこれにもう一つ加わって、教育委員会が公民館でやっている講座に大学の公開講座を重ねます。それをさらに科目等履修生として認めてもらう。市の教育委員会が主催しているといっても、講師は大学の先生です。そこで、その講座を大学の教授会の方で科目等履修生の単位として認めてもらうという方法です。これは私立の例ですけれども、私立の大学などではこういうことも考えていこうかという動きが出てきています。潮流として、それを公開講座だけにしておくのか、さらに大学の単位として認めていくようになるのか、その辺はわかりません。我が国でも、インターネットを中心とする社会人対応の通信制大学が増えてくると、そのあたりの流れが変わってくるように思われます。

この問題では、結局、それが日本社会にとってどのようにプラスになるのか、それによるマイナス点はどこか、というあたりを検討しなければならなくなると思います。

### おわりに

最後になってしまいましたが、このような発表の機会を与えてくださいました小野嘉夫部長をはじめとする学位審査研究部の先生方に感謝申し上げます。また、テープ起こしの労をとってくださいました吉川裕美子先生には、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

[註]

- (1) 拙著『21世紀生涯学習への招待』協同出版，2001，を参照。
- (2) 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会『「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告（女性のキャリアと生涯学習の関わり）』（平成15年10月）で学習成果の評価・認証の方策が提言されている。
- (3) 学校外の学習成果の社会的評価システムの構築に関する調査研究会『「学習成果の社会的評価システムの構築に関する調査研究」報告書』三和総合研究所，1998，なお，拙稿「学習成果の評価・認証に関する研究の展開と課題」日本生涯教育学会年報第20号，1999・11，も参照。
- (4) 日本生涯学習総合研究所『「生涯学習パスポート」（生涯学習記録票）に関する調査研究報告書』（平成13年度文部科学省委嘱調査研究）同研究所，2002。

[ABSTRACT]

## Evaluation and Certification for Lifelong Learning

YAMAMOTO Tsuneo\*

This report was presented at a meeting (June 3, 2003) of the Faculty for the Assessment and Research of Degrees at the National Institution for Academic Degrees and University Evaluation.

Japan aims at the realization of a lifelong learning society. The requirements in building such a society can be seen, as follows:

- 1) People should be able to choose between various learning opportunities freely, at any time, anywhere they may be living.
- 2) People should be able to learn through these opportunities.
- 3) The achievements of such lifelong learning should be appropriately evaluated. In order to carry this out, valid certification services should be available.

Japan is still behind in the realization of these objectives. A kind of service network must be established in prefectures and cities, towns and villages with a national center or organization as their base, although at present, such a network still remains to be formed.

Demographics show that the number of high school graduates will only decrease further so that universities will, hereafter, need to accept more adult student enrollment. However, at present, in order for universities to maintain their academic level, they have the tendency to refuse outside evaluation standards, thus, making it difficult for many adults to enter the university system. If universities are to enroll a larger adult student body in the future, they will need to accept the accreditation of such standardized evaluations.

---

\* Professor, Faculty of University Evaluation and Research, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation